

# 国立大学法人上越教育大学の役員報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される報酬のうち、期末特別手当については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の勤務業績及び貢献度を考慮の上、その額の100分の10の範囲内で増減することができるとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	平成19年4月から広域異動手当の新設 (経過措置として、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に広域異動手当の支給要件を満たす異動等があった理事については、平成19年4月1日以後当該異動等の日から3年を経過する日まで支給する) ・俸給月額×4% ・期末特別手当の基礎額に算入
理事(非常勤)	改定なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定なし

### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	16,845	11,928	4,828	89 (寒冷地手当)			
A理事	12,385	8,736	3,536	24 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)			
B理事	12,002	7,848	3,282	314 (広域異動手当) 420 (単身赴任手当) 49 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)			
理事(非常勤)	900	900	0	0 ( )			
監事				( )			
A監事(非常勤)	900	900	0	0 ( )			
B監事(非常勤)	900	900	0	0 ( )		3月31日	

注: 「広域異動手当」とは、広域異動を行った役員に対して、異動前後の勤務地間の距離及び異動前の住居から異動直後の勤務地までの距離のいずれもが60km以上となる場合に、異動日から3年間支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国の同種の職員と同水準とする等、適正な人件費の管理に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金に基づき、国家公務員の給与水準等を考慮し決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評定の結果を踏まえた勤務成績等を考慮し、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額(昇格)	勤務成績が良好で昇格基準に達している場合、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。
俸給月額(昇給)	勤務成績に応じて、昇給区分A(8号俸)からE(0号俸)まで(55歳等を超える職員は4号俸から0号俸まで)昇給させることができる。一定の期間を良好な成績で勤務したときは、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。
勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

#### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- 平成19年4月から管理職手当の定額化
- 平成19年4月から広域異動手当の新設  
異動前後の国立大学法人等間の距離に応じた割合で3年間支給  
(60km以上～300km未満 俸給等の3% ただし、H20.3.31までは同2%)  
(300km以上 俸給等の6% ただし、H20.3.31までは同4%)※地域手当との調整を行う。
- 平成19年4月から若年層に限定した俸給月額及び俸給の調整額の引上げ
- 平成19年4月から子等に係る扶養手当の引上げ  
(月額 6,000円 又は 5,000円 → 同 6,500円)
- 平成19年4月から地域手当支給割合の改定  
0.5%の引上げ※異動保障を除く
- 平成19年12月期勤勉手当、期末特別手当の支給割合を0.05月分引上げ

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	235	47.7	7,760	5,570	43	2,190
事務・技術	74	43.5	5,926	4,313	50	1,613
教育職種 (大学教員)	127	51.5	9,082	6,454	38	2,628
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

技術・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属義務教育教員)	30	41.4	6,960	5,113	49	1,847
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

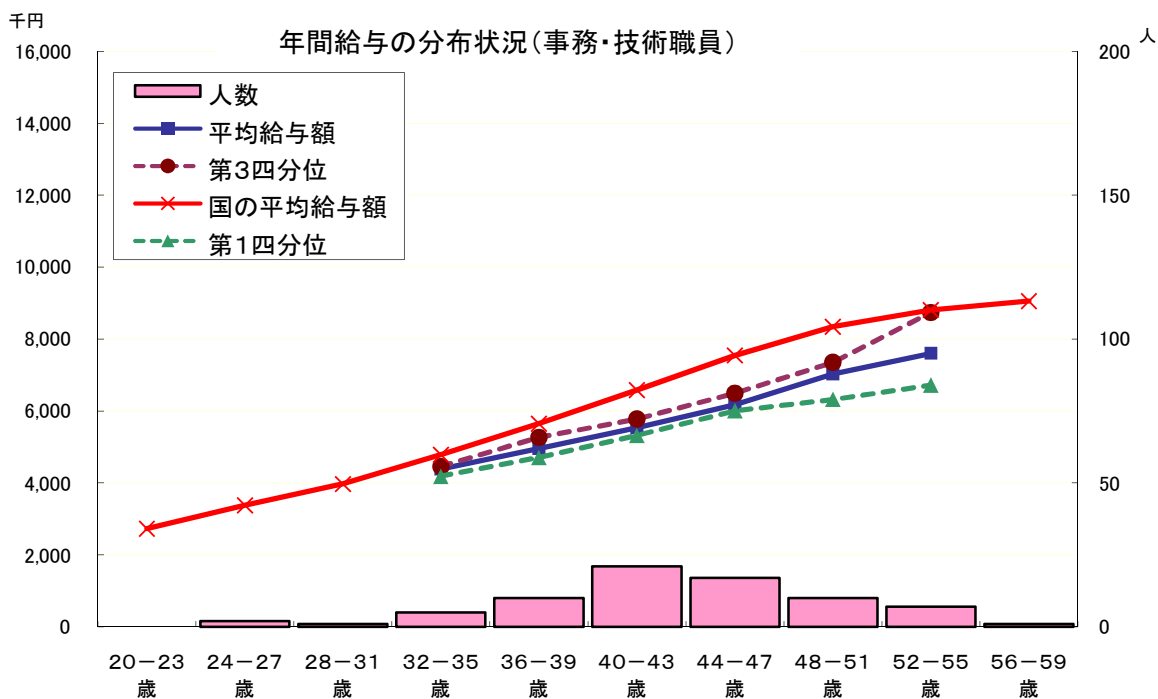
任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
学長特別補佐	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技術・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注：人員が2名以下の区分については、個人情報に配慮して、「平均年齢」以下の事項を記載しないものとした。  
 常勤職員 教育職種(附属義務教育教員)には、附属幼稚園教員を含む。  
 常勤職員 技能・労務職種は、自動車運転手である。  
 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。  
 任期付職員「学長特別補佐」とは、本学の教育研究に関する特命事項について学長を補佐する職種を示す。  
 非常勤職員 その他医療職種(医療技術職員)は、栄養士である。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下⑤まで同じ。〕

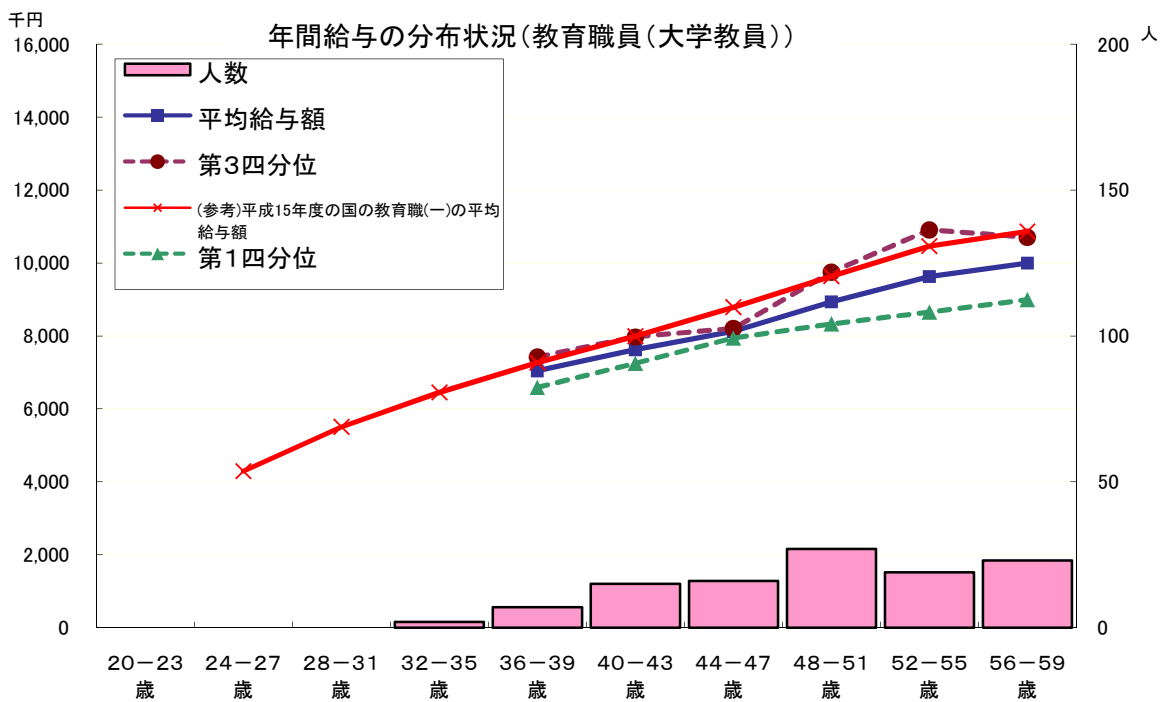


注・①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。  
 ・「24～27歳」・「28～31歳」及び「56～59歳」の区分については、該当者が2人以下であるため、個人情報に配慮して平均給与額・四分位(第1・3分位)を記載しないものとした。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位						
・部長	0		-		-	
・課長	3	53.2	-	8,944	-	
・課長補佐	10	50.8	6,843	7,348	7,889	
・係長	37	45.0	5,614	5,945	6,260	
・主任	16	39.9	4,840	5,157	5,318	
・係員	8	31.4	3,414	4,000	4,275	

注・部長については、平成19年度末退職のため除外した。  
 ・課長については、該当者が4人以下であるため、個人情報に配慮して四分位(第1・3分位)を記載しないものとした。  
 ・本学では、課長補佐は室長・副課長、係長は主査、係員はスタッフという職名を用いている。



注:「32～35歳」の区分については、該当者が2人以下であるため、個人情報に配慮して平均給与額・四分位(第1・3分位)を記載しないものとした。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	63	56.2	9,335	10,014	10,587		
・准教授	53	47.2	7,801	8,062	8,542		
・講師	9	42.1	6,976	7,280	7,574		
・副学長	2	-	-	-	-		

注:副学長については、該当者が2人であるため、個人情報に配慮して平均給与額・四分位(第1・3分位)を記載しないものとした。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		スタッフ	スタッフ	主査・主任	室長・副課長	課長・室長	課長
人員 (割合)	74人	2人 (2.7%)	6人 (8.1%)	49人 (66.2%)	12人 (16.2%)	2人 (2.7%)	3人 (4.1%)
年齢 (最高～最低)		～歳	34～28歳	53～36歳	54～47歳	～歳	54～51歳
所定内給与年額 (最高～最低)		～千円	3,727～2,507千円	4,744～3,139千円	5,755～4,381千円	～千円	6,769～6,274千円
年間給与額 (最高～最低)		～千円	4,937～3,414千円	6,552～4,335千円	7,889～6,149千円	～千円	9,076～8,738千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	局長	局長	局長
人員 (割合)		0人	0人	0人	0人
年齢 (最高～最低)		～歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額 (最高～最低)		～千円	～千円	～千円	～千円
年間給与額 (最高～最低)		～千円	～千円	～千円	～千円

注:人員が2人以下の区分については、個人情報に配慮して、「年齢(最高～最低)」以下の事項を記載しないものとした。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	127人	0人	0人	9人 (7.1%)	53人 (41.7%)	65人 (51.2%)
年齢 (最高～最低)		～歳	～歳	48～34歳	64～33歳	66～45歳
所定内給与年額 (最高～最低)		～千円	～千円	5,692～4,825千円	6,459～4,368千円	8,795～5,762千円
年間給与額 (最高～最低)		～千円	～千円	7,943～6,568千円	9,023～6,142千円	12,513～8,105千円

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	65.2 %	67.0 %	66.2 %
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	34.8 %	33.0 %	33.8 %
	最高～最低	38.1～32.0 %	36.1～30.1 %	36.3～31.0 %
一般職員	一律支給分 (期末相当)	66.2 %	68.0 %	67.2 %
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	33.8 %	32.0 %	32.8 %
	最高～最低	38.1～31.5 %	36.7～29.6 %	36.3～30.6 %

(教育職員(大学教員))

区	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	63.7 %	65.9 %	64.9 %
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	36.3 %	34.1 %	35.1 %
	最高～最低	47.1～32.8 %	39.9～30.3 %	43.2～31.9 %
一般職員	一律支給分 (期末相当)	66.1 %	67.7 %	67 %
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	33.9 %	32.3 %	33 %
	最高～最低	38.1～32.2 %	37.4～30.3 %	37.7～31.2 %

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.9

対他の国立大学法人等

98.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

93.1

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出



給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 84.9		
	参考	地域勘案	91.5
		学歴勘案	85.2
地域・学歴勘案		91.4	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 77.6% (国からの財政支出額 3,479,000千円、支出予算の総額 4,484,000千円：平成19年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 なし(平成19年度決算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国の財政支出の割合が50%以上であるが、「対国家公務員指数」が100未満であり、累積欠損額もなく適切な状態である。</p>		
講ずる措置	今後も、この給与水準を維持していく		

・教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)  
比較指標 93.0

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年 度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,280,534	千円 2,355,380	千円 (%) △ 74,846 ( △ 3.2 )	千円 (%) △ 212,432 ( △ 8.5 )
退職手当支給額 (B)	千円 347,877	千円 221,008	千円 (%) 126,869 ( 57.4 )	千円 (%) 187,865 ( 117.4 )
非常勤役職員等給与 (C)	千円 133,398	千円 116,525	千円 (%) 16,873 ( 14.5 )	千円 (%) 41,549 ( 45.2 )
福利厚生費 (D)	千円 289,110	千円 311,475	千円 (%) △ 22,365 ( △ 7.2 )	千円 (%) △ 28,907 ( △ 9.1 )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,050,919	千円 3,004,388	千円 (%) 46,531 ( 1.5 )	千円 (%) △ 11,926 ( △ 0.4 )

注：本表における「非常勤役職員等給与(C)」においては、受託事業費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

「退職手当支給額(B)」は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ・前年度比較増減の要因として、「給与、報酬等支給総額(A)」の-3.2%はH19.3までの退職教員(定年等)の補充を若手教員によったことや結果として未補充となったこと、また事務系職員についても退職者の後任を若手職員で補充したこと等、「退職手当支給額(B)」の57.4%は定年退職者の増加による退職手当支給額の増、「非常勤役職員等給与(C)」は再チャレンジ支援経費による採用の非常勤職員給与の増等が考えられる。  
また、「福利厚生費(D)」は主に(A)の減額に伴う減等である。
- ・中期目標において、人事の適正化に関する目標として、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」旨、明記している。
- ・中期計画において、中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)に関する具体的な方策として、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。」旨、明記している。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,703,237	2,355,380	2,280,534
人件費削減率 (%)		△ 12.9	△ 15.6
人件費削減率(補正值) (%)		△ 12.9	△ 16.3

注：本表における「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一) 職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

{ 特になし }